

債務保証対象資金

資金の内容		資金の説明
農業 資金	農業近代化資金	国、県の制度に基づきＪＡ等が融資する資金（農業施設、農機具、家畜の導入など）
	農業改良資金	国、県の制度に基づきＪＡ等が日本政策金融公庫から転貸融資する資金（農業改良措置を導入する際に必要な資金）
	青年等就農資金	国、県等の制度に基づきＪＡ等が日本政策金融公庫から転貸融資する資金（新たに農業を始める方（認定新規就農者）のための資金）
	金融公庫資金	日本政策金融公庫資金を原資にＪＡ等が転貸融資する資金（農業施設、農機具など）
	農業経営改善促進資金	国、県の制度に基づきＪＡ等が融資する資金（農業経営に必要な継続的運転資金）
	農業経営負担軽減 支援資金	国、県の制度に基づきＪＡ等が融資する資金（営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換え）
	畜産特別資金	国、県の制度に基づきＪＡ等が融資する資金（畜産経営に係る借入金のうち、償還が困難となっている資金を長期低利資金へ借り換える）
	営農維持資金	農業経営の維持に必要な資金であって地方公共団体の利子補給に基づきＪＡ等が融資する負債整理資金
	営農維持災害資金	農業経営の維持に必要な資金であって地方公共団体の利子補給に基づきＪＡ等が融資する負債整理資金のうち災害資金
	農業再生資金	公的再生スキームに基づきＪＡ等が融資する負債整理資金
	危機対応資金	平成10年6月17日大蔵省・農林水産省告示第32号第1条第1号二に掲げる資金
	畜産経営体質強化 支援資金	国、県の制度に基づきＪＡ等が融資する資金（畜産クラスター計画に位置づけられた中心経営体等に対し、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換資金）
	災害資金	県、市町村の制度に基づきＪＡ等が融資する資金（災害を受けた農業者の経営の維持安定、農業施設の復旧に要する資金）
	一般農業災害資金	ＪＡ等が定めた融資要項等に基づき被災農業者の経営安定に資するために融資する資金
	農業振興資金	市町村が定める農業振興資金利子補給規則等に基づきＪＡ等が融資する資金
	農業施設資金	ＪＡ等が定めて融資する資金（農作業所、園芸施設、畜産施設、農地購入など）
	農業機械化資金	ＪＡ等が定めて融資する資金（トラクター、コンバイン、農業トラックなど）
	農業運転資金	ＪＡ等が定めて融資する資金（肥料、飼料、種苗、ビニールの購入など）
	ＪＡ飼料用米対応資金 （飼料用米対応資金）	ＪＡ等が定めて融資する資金（水田活用の直接支払交付金までのつなぎ資金）
	ＪＡ農機ハウスローン	ＪＡが定めて融資する資金（農業機械、ハウスなど）
アグリマイティー資金	ＪＡが定めて融資する資金（農業機械、農業施設、農業運転資金など）	
ＪＡ新規就農応援資金	ＪＡが定めて融資する資金（新規就農に必要な施設・機械・運転資金）	
ＪＡ農業経営維持継続資金 （危機対応）	ＪＡが定めて融資する資金（上記「危機対応資金」の対象でＪＡ融資要項による資金）	
農業 以外の 資金	ＪＡ住宅ローン	ＪＡが定めて融資する資金（住宅の新築、増改築、宅地、マンションの購入など）
	ＪＡリフォームローン	ＪＡが定めて融資する資金（既存住宅の増改築、改装、補修および住宅関連設備等の設置など）
	ＪＡ多目的ローン	ＪＡが定めて融資する資金（結婚、旅行、医療、介護費など）
	ＪＡマイカーローン	ＪＡが定めて融資する自動車購入等の資金
	ＪＡ教育ローン	ＪＡが定めて融資する資金（入学金、授業料、学費、下宿代など）
	ＪＡカードローン	ＪＡが定めて融資する資金（組合員の生活に必要な資金で極度額を300万円以内とする）
	賃貸住宅資金 （賃貸住宅ローン）	ＪＡが定めて融資する資金（土地を持っている方がアパート、戸建貸家住宅、貸店舗等を建築する場合に必要な資金）
	事業資金	ＪＡが定めて融資する資金（農業以外の事業に必要な資金）
その他資金	ＪＡが定めて融資する資金（上記以外で必要とする資金、生活資金、自動車資金など）	